資料１

地域活性化総合特別区域計画

作成主体の名称：兵庫県、洲本市、南あわじ市、淡路市

１　地域活性化総合特別区域の名称

あわじ環境未来島特区

２　地域活性化総合特別区域計画の実施が地域活性化総合特別区域に及ぼす経済的社会的効果

ｉ）　総合特区の目指す目標

> **生命（いのち）つながる「持続する環境の島」をつくる**
>
> 淡路島の豊かな自然や人と人とのつながりを大切にし、島固有の文化や資源を守り育てながら、環境再生と循環型の暮らしを進め、未来世代へ豊かさを継承する地域社会として、生命つながる「持続する環境の島」をつくる。

世界的な紛争や地政学的リスクの高まりにより、エネルギー安全保障の重要性が増すとともに、地球温暖化に伴う異常気象の深刻化が地域社会の持続性を脅かしている。さらに、生成AIをはじめとする先端技術の急速な進展は、社会や産業のあり方を大きく変えようとしている。

こうした時代の変化を踏まえ、淡路島が有するエネルギーと食料の高い自給可能性という強みを生かし、環境・経済・社会が調和した持続可能で強靭な地域を築くことができる、次のような地域を実現する。

（１）「エネルギーが持続する地域」の実現

再生可能エネルギーの創出拡大と地域資源を活用したエネルギーの有効利用を進めるとともに、エネルギーの地産地消と災害対応力の強化を図る。さらに、水素等の次世代エネルギーについては、大型車両など電化が困難な運輸分野や長期エネルギー貯蔵、産業利用等を中心に、多様な利活用の可能性を見極めながら調査・実証を進める。これらの取組を一体的に進めることにより、災害や外部環境の変化に対する頑健性と復元力を備えたレジリエントなエネルギー基盤を構築し、自然と共生しながら持続的にエネルギーを確保できるエネルギー自立の島を実現する。

①　再生可能エネルギーの創出拡大

ア　多様な手法での再生可能エネルギーの導入促進

・ペロブスカイトや有機薄膜太陽電池等の次世代型太陽電池について、営農型太陽光発電や公共施設への実装可能性を検討し、地域環境と調和した再生可能エネルギーの導入を促進する。

・ごみ焼却熱を活用した高効率発電の推進により、太陽光発電以外の多様な再生可能エネルギーの創出を図る。

イ　地域資源を活用したエネルギー有効利用の推進

・食品残渣、下水汚泥、廃食油等を活用したバイオマスエネルギーの利用や、Jブルークレジットの認証取得により、地域資源の循環利用と環境価値の創出による持続可能なエネルギーの有効利用を推進する。

・放置竹林対策と連携し、竹チップボイラーの導入拡大や竹供給システムの構築を進めることにより、地域資源の有効利用と環境保全を両立する地域循環モデルを構築する。

②　エネルギーの地産地消と災害対応力の強化

ア　地域エネルギーマネジメントの推進

・地域新電力や系統用蓄電池の活用により、太陽光発電設備・蓄電システムの一体導入を促進し、エネルギー需給の最適化と地域内循環を推進する。

イ　災害に強い地域エネルギー基盤の構築

・避難所や防災拠点への太陽光発電設備、蓄電池等の導入を推進し、災害時における自立分散型エネルギー供給モデルの構築を進める。

・家庭でのEV充電設備及びV2H設備の整備促進を図り、非常時には分散型電源として活用できる体制整備を進める。

③　次世代エネルギー・モビリティの推進

ア　次世代エネルギーを活用したモビリティの導入促進

・運輸部門におけるCO_2排出量の削減に向け、環境負荷の少ない電気自動車や水素バス・トラックの導入を支援する「ＥＶ・ＦＣＶアイランドあわじ」を推進する。

イ　水素利活用モデルの調査・実証

・太陽光発電等の余剰電力や海水・ため池水などの地域資源を活用したグリーン水素の製造・輸送・貯蔵に関する調査・実証を進める。

・グリーン水素の利活用については、需要動向や事業採算性を踏まえ検討したうえ、ボイラー・グリル等の産業利用への活用可能性の調査・実証を進める。

（２）「農と暮らしが持続する地域」の実現

食料の地域内自給と持続可能な農林水産業の振興を進めるとともに、「食の島あわじ」のブランド力向上、交流・関係人口の拡大、安心して暮らし続けられる地域づくりを推進し、次世代にわたって豊かさを継承できる「農と暮らしが持続する地域」を実現する。

①　持続可能な農林水産業の振興

ア　担い手の確保・育成の推進

・淡路景観園芸学校、吉備国際大学、行政機関等が連携し、農業分野等における先端技術への理解促進や地域課題解決への活用を担う人材育成を推進する。

・就農希望者への就農計画作成支援や地域就農・定着に向けた取組を進めるとともに、女性農業者を対象とした栽培技術の習得支援などにより、次代を担う経営力の高い担い手の確保・育成を図る。

・農地整備とあわせて未利用農地への企業等の参入を促進する「北淡路先端ファーム」の形成を推進し、新規就農者や企業等の多様な担い手の確保を図る。

イ　生産基盤の強化と高付加価値化の推進

・ICTやAI、農業機械・設備の活用を進めるとともに、関係機関や民間事業者との連携によりスマート農業の普及を推進する。

・夏の暑さに強く、病気に強い米「コ・ノ・ホ・シ」等、異常気象にも耐えうる新品種への転換を推進する。

・海底耕耘やかいぼりなどによる豊かな海の再生を進めるとともに、海業の推進により水産物の高付加価値化と水産業の振興を図る。

②　「食の島あわじ」の実現

ア　食ブランド力の向上

・神戸と淡路が連携した世界に誇る食のエリア形成プロジェクトの推進により、食ブランドの価値向上と食の魅力発信を図る。

イ　食産業の振興と地産地消の推進

・農畜水産物の加工販売や６次産業化を推進するとともに、道の駅等を活用した販路拡大を図る。

・食の街区形成や地産地消型レストランの展開を進め、地域食材の付加価値向上と地域経済の活性化につなげる。

ウ　食を活かした交流の促進

・淡路ファームパークイングランドの丘を核とした取組や農業体験、農泊の推進、食コンテンツの開発を通じて、農と食を活かした交流を促進する。

・農業、観光、食を組み合わせた複合産業の創出を進めるとともに、食を通じた交流機会の創出や滞在型コンテンツの充実を図る。

③　交流・関係人口の拡大

ア　広域観光と交流基盤の充実

・神戸空港国際定期便就航、大鳴門橋自転車道の開通を見据え、本州・四国の結節点に位置する淡路島の地の利を生かし、関西・瀬戸内との２軸広域連携戦略を展開する。

・日本遺産「国生みの島・淡路」の歴史・文化を活かした交流を促進するほか、「鳴門の渦潮」の世界遺産登録を目指した取組を推進する。

・ひょうごフィールドパビリオンのネットワーク化による島内周遊の促進や、空飛ぶクルマ・海事観光等の新たな移動・観光コンテンツの充実により、交流人口の拡大と地域経済の活性化を図る。

・淡路島MaaSの推進による公共交通機能の強化や交通渋滞解消に向けた通行空間確保の取組等により島内の移動利便性の向上を図る。

イ　地域に根差す関係人材の育成

・多自然地域づくりプロジェクトや大学生との共創・連携を通じて、地域活動に継続的に関わる関係人材の育成・確保を進めるとともに、交流・関係人口の創出・拡大を図る。

・特定地域づくり事業協同組合や淡路島ゼロイチコンソーシアム等の活用により、多様な人材の確保や起業・事業創出を促進し、地域活性化を担う人材の育成を図る。

④　安心して暮らし続けられる地域の実現

ア　地域DXと安全・安心な暮らしの推進

・自動運転バス等の実証や社会実装に向けた取組を推進し、高齢化や交通空白地域への対応を図るなどデジタル技術を活用した地域DXを推進する。

・南海トラフ地震等の大規模災害や異常気象に伴う風水害・渇水リスクに備え、防災インフラの整備やため池等の地域資源の保全を進め、防災・減災機能の強化を図る。

イ　良好な生活環境の保全と定住促進

・島民一斉清掃、放置竹林対策、食品ロス削減の取組等を通じて、美しい景観と地域環境の保全を図る。

・移住希望者への情報発信や相談対応をワンストップで行う「あわじ暮らしスタート応援事業」等により、住みたくなる地域づくりを行うとともに、安心して子どもを産み育てられる環境づくりや子育て支援の充実を図り、若い世代の定住・移住を促進する。

・ウェルネス環境の充実や健康長寿の島づくりを推進し、誰もが安心して住み続けたいと

思える地域社会の実現を目指す。

こうしたエネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を目指す取組の全体を、新産業創出や地域活性化につなげるのはもちろんのこと、地域の合意形成、社会的受容、費用負担のあり方を含めて検証する一つの社会実験として展開する。

ⅱ） 評価指標及び数値目標

定性的な目標『生命つながる「持続する環境の島」』の具体的な姿として掲げた「エネルギーが持続する地域」及び「農と暮らしが持続する地域」の区分により評価指標を設定する。

本申請における事業の計画期間を令和９（2027）～令和13（2031）年度の５年間とし、令和13年度に達成を目指す数値目標を下表のとおりとする。

評価指標	現状値（R7年度）	目標値（R13年度）
≪エネルギーが持続する地域≫		
１）エネルギー（電力）自給率	62.5%	74.2%
２）二酸化炭素排出量	2013年度比▲23.2%	2013年度比▲50.6%
３）次世代自動車登録台数	598台	1,200台
４）水素エネルギー関連施設数	０基	２基
≪農と暮らしが持続する地域≫		
５）新規就農者数	75人／年	80人／年
６）再生利用が可能な荒廃農地面積	357ha	310ha
７）一戸当たり農業生産額	324万円（R1年度）	334万円
（代替指標）島内農家一戸当たりの島内農協の野菜販売高	194万円	206万円
８）持続人口〔定住人口＋交流人口〕	15万6千人	15万人
（うち、定住人口）	11万9千人	10万5千人
（うち、交流人口）	3万7千人	4万5千人
９）生活満足度	55%	62%

３　特定地域活性化事業の名称

地域の住民が資源、資金、仕事を分かち合い、エネルギーと農を基盤に暮らしが持続する地域社会の実現を図るため、規制の特例措置や税制・財政・金融上の支援措置等を活用しながら、エネルギーが持続する地域づくりと農と暮らしが持続する地域づくりに係る取組を行っていく。

①再生可能エネルギーの創出など、自然・地域資源の持続的かつ有効な活用を図り、環境負荷の低減と地域循環型社会の形成に資する事業

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙２－４）

②自然環境、歴史・文化等の地域資源を活用した交流・関係・定住人口の拡大に資する事業

（地域活性化総合特区支援利子補給金、別紙２－４）

４　その他地域活性化総合特区における地域の活性化のために必要な事項

ⅰ）一般地域活性化事業について

総合特区の目指す目標を達成するため、今後、必要な事業を実施していく。

ⅱ）その他必要な事項

ア）地域において講ずる措置（別紙２－８）

イ）国との協議の結果、現時点で実現可能なことが明らかとなった措置

①太陽光発電施設整備における工場立地法上の規制緩和

・平成 24 年６月１日付けで工場立地法施行令を一部改正し、水力発電、地熱発電と同様に太陽光発電施設が工場立地法第６条に規定する届出の対象から除外された。

②ＥＶの充電器について、一の需要場所における複数の需給契約の可能化

・平成 24 年３月 23 日に電気事業法施行規則が改正され、電気供給約款においても同様の措置を講ずるため、電気自動車専用急速充電器の同一敷地内複数契約を可能とする特別措置が同年３月 28 日付けで認可され、当該措置が同年４月１日以降から適用された。

③太陽光発電施設に係る電気主任技術者の選定要件の緩和

・平成 25 年６月 28 日に電気事業法施行規則が改正され、自家用電気工作物に関し、電気主任技術者の外部委託を可能とする発電設備の出力範囲が、1,000kW 未満から 2,000kW 未満（太陽電池、風力、水力、火力（燃料電池を除く。）に限る。）まで引き上げられた。

④太陽光発電施設の系統連携に係る迅速な手続の明文化

・平成 25 年２月 19 日に「電力系統利用協議会ルール」が改正され、発電出力 50kW 未満の電源については新たに１ヶ月の標準処理期間を定め、発電出力 50kW 以上 500kW 未満の太陽光等の電源については、標準処理期間が現行３ヶ月から２ヶ月に短縮された。

別紙２－４　＜地域活性化総合特区支援利子補給金＞【１／２】

１　特定地域活性化事業の名称

再生可能エネルギーの創出など、自然・地域資源の持続的かつ有効な活用を図り、環境負荷の低減と地域循環型社会の形成に資する事業

（地域活性化総合特区支援利子補給金）

２　当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第４条に規定する金融機関に該当し、当該総合特区の地域協議会の構成員である金融機関

３　特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

ａ）特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、地域における循環型社会の形成に資する再生可能エネルギー（水素・バイオマス・小水力・太陽光発電・ソーラーシェアリング等）の創出のために設備等の整備する取組に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

同事業については、当該総合特区の政策課題である「エネルギーが持続する地域の実現」及びその解決策である「再生可能エネルギーの創出拡大と地産地消の促進」とも整合している。

ｂ）施行規則第６条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第２に掲げる対象事業項目）

第３号　地域における循環型社会の形成に資するエネルギーの利用、リサイクルの推進その他の地域に存在する資源の有効活用を図る事業

別紙２－４　＜地域活性化総合特区支援利子補給金＞【２／２】

１　特定地域活性化事業の名称

自然環境、歴史・文化等の地域資源を活用した交流・関係・定住人口の拡大に資する事業（地域活性化総合特区支援利子補給金）

２　当該特別の措置を受けようとする者

施行規則第４条に規定する金融機関に該当し、当該総合特区の地域協議会の構成員である金融機関

３　特定地域活性化事業の内容及び特別の措置の内容

ａ）特定地域活性化事業（地域活性化総合特区支援貸付事業）の内容

指定金融機関が、総合特区内において、

・観光客の来訪の増加（地域食材を活かした「食の観光」等）や滞在時間の延長（古民家ホテル・分散型宿泊施設の整備等）

・地域間交流機会の増大（週末農業体験・二拠点居住体験等）

・定住促進（古民家再生・空き家活用等）

につながる拠点整備に必要な資金を貸し付ける事業を行う。

同事業については、当該総合特区の政策課題である「農と暮らしが持続する地域」及びその解決策である「交流人口の拡大や定住人口の増加に向けた環境整備」とも整合している。

ｂ）施行規則第６条に規定する該当事業種別（総合特区支援利子補給金交付要綱別表第２に掲げる対象事業項目）

第２号　観光旅客の来訪及び滞在の促進その他地域間の交流機会の増大及び定住の促進に関する事業

別紙２－８　＜地域において講ずる措置＞

１．地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

地域の住民や事業者からの要望が強く、効果の測定が容易な財政支援施策から順次実施しており、今後、各プロジェクトの進捗状況に応じて必要な施策を講ずる。

また、地域住民による主体的な活動を支援するため、先駆的な活動に対して支援を行い、全島に活動を広げていく。

（１）「エネルギーが持続する地域」の実現

①　再生可能エネルギーの創出拡大

ア　多様な再生可能エネルギーの導入促進

・ペロブスカイトや有機薄膜太陽電池等次世代型電池の実装検討【県・民間事業者】

イ　地域資源を活用したエネルギー有効利用の推進

・竹チップボイラーの導入と竹供給システムの構築【県・淡路市】

・あわじ菜の花エコプロジェクトの推進【県・３市・民間事業者】

②　エネルギーの地産地消と災害対応力の強化

ア　地域ｴﾈﾙｷﾞｰﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの推進

・地域新電力事業によるエネルギーの地産地消の推進【淡路市・民間事業者】

・家庭における太陽光発電設備・蓄電システムの導入支援【県・３市】

イ　災害に強いエネルギー基盤の構築

・避難所や防災拠点への太陽光発電設備、蓄電池等の導入による公共施設への非常用電源整備の確保【県・３市】

③　次世代エネルギー・モビリティの推進

ア　次世代エネルギーを活用したモビリティの導入促進

・電気自動車や水素ﾊﾞｽ・トラックの導入促進による「ＥＶ・ＦＣＶｱｲﾗﾝﾄﾞあわじ」の実現【県、民間事業者】

イ　水素利活用モデルの調査・実証

・グリーン水素地産地消可能性（ＦＳ）調査【県・３市・民間事業者】

・太陽光余剰電力・海水・ため池水等地域資源を活用した水素製造に係る技術開発の促進【県、民間事業者】

・水素供給網の整備検討【県・民間事業者】

・水素ｽﾃｰｼｮﾝ等の供給基盤整備に向けた調査・検討【県・民間事業者】

・水素グリル・ボイラー等利活用機器の開発促進【県・民間事業者】

（２）「農と暮らしが持続する地域」の実現

①　持続可能な農林水産業の振興

ア　担い手の確保・育成の推進

・吉備国際大学海洋水産学科・ｱｸｱｸﾞﾘｰﾝﾌｨｰﾙﾄﾞ学科による水産業を含む地域創生人材の育成【南あわじ市・民間事業者】

・就農希望者への就農計画作成の支援や地域外の人材を求める集落への地域就農・定着応援プラン作成の支援【県】

・野菜産地の担い手女性農業者の育成【県】
・「北淡路先端ﾌｧｰﾑ」における簡易な条件整備に係る経費支援【県、淡路市】

イ　生産基盤の強化と高付加価値化の推進

・ＩＣＴの活用による淡路島農業のスマート化推進【県】
・高温耐性のある新品種米「コ・ノ・ホ・シ」への転換【県、民間事業者】
・生産力強化による農畜水産業の安定的な経営基盤の整備【県、３市、民間事業者】
農畜：就農支援、野菜生産振興、和牛・酪農等生産振興、農業施設貸与制度活用等
水産：漁場整備、水産物販売促進、養殖技術開発支援等
・下水処理施設での栄養塩類管理、海底耕耘、かいぼり、里山整備による豊かな海の再生【県・３市・民間事業者】
・新丸山漁港における海業の推進【県・南あわじ市・民間事業者】

②　「食の島あわじ」の実現

ア　食ﾌﾞﾗﾝﾄﾞ力の向上

・淡路島と神戸市と連携した世界に誇る食のエリア形成ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの推進【県・３市】
・ﾌﾟﾛﾓｰｼｮﾝの実施等による淡路島の食ﾌﾞﾗﾝﾄﾞの発信【県、３市、民間事業者】

イ　食産業の振興と地産地消の推進

・古民家等を活用した食の街区形成事業の推進【南あわじ市】
・道の駅における特産品販売施設整備による販路拡大と地産地消の推進【洲本市】

ウ　食を活かした交流の促進

・淡路ﾌｧｰﾑﾊﾟｰｸｲﾝｸﾞﾗﾝﾄﾞの丘を核とした農と食の持続の取組【南あわじ市・民間事業者】

③　交流・関係人口の拡大

ア　広域観光と交流基盤の充実

・大鳴門橋自転車道整備の推進【県・南あわじ市】
・サイクリングアイランド淡路の推進【県・３市・民間事業者】
・空飛ぶクルマバーティポート整備支援【県・民間事業者】
・「国生みの島・淡路」としてのｽﾄｰﾘｰ、鳴門の渦潮の魅力発信【県、３市、民間事業者】
・淡路島 MaaS 全体計画に基づく交通機能強化【県・３市】

イ　地域に根差す関係人材の育成

・持続可能な多自然地域づくりプロジェクトによる地域の交流・関係人口の創出・拡大、深化のための人材・活動の支援【県】
・大学生などの地域外人材との共創・連携の推進【洲本市】
・淡路地区フィールドパビリオンのプレーヤーのネットワーク強化【県、民間事業者】

④　安心して暮らし続けられる地域の実現

ア　地域 DX と安全・安心な暮らしの推進

・夢舞台ｻｽﾃｨﾅﾌﾞﾙ･ﾊﾟｰｸにおける、ﾃﾞｼﾞﾀﾙ技術を活用した多機能でｻｽﾃｨﾅﾌﾞﾙなにぎわいと生活感のあるｺﾝﾊﾟｸﾄｼﾃｨづくり【淡路市】
・自動運転バスの実証運行の実施【洲本市】
・津波防災インフラの整備や河川改修等による災害に強い安全・安心な島づくり【県・各市】
・電子ハザードマップの活用【洲本市、淡路市】

・ため池管理監視における ICT の導入【県】
・アプリを活用した防災情報等の提供【淡路市】

イ　良好な生活環境の保全と定住促進

・放置竹林の拡大を防止するための竹の伐採・保育の支援や竹を活用した土系舗装の実証【県】
・３海峡クリーンアップ作戦や島民による一斉清掃活動など環境美化活動の実施【県、３市】
・食品ﾛｽの削減とﾌｰﾄﾞﾄﾞﾗｲﾌﾞ運動の推進など省資源行動の実施【県・３市・民間事業者】
・健康長寿の島づくり【県・３市】
・あわじ暮らしスタート応援事業による移住者支援【県】
・地域子育て応援ネットの推進【県・３市】
・移住定住を促進するための家賃支援等【３市】

２．地方公共団体の権限の範囲内での規制緩和や地域の独自ルールの設定

多くの島民の参画により、21世紀初頭の地域づくりの指針として策定した「淡路地域ビジョン」が地域の将来として共有された目標になっており、これを基本として、各分野で住民による主体的な取組やルールづくりが進んでいる。

また、地域の環境は住民の共有財産であるとの認識のもと、全県に先駆けて「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」を施行し、土地利用の適正化を図ってきた。

・　淡路地域ビジョン「人と自然の“環”が広がる淡路島」の改定（R4年3月）

淡路地域ビジョンは、阪神・淡路大震災の経験を踏まえ、21世紀初頭の淡路島づくりを進めるための指針として平成13年２月に策定され、それに基づき島民主体の地域づくりを行ってきた。今般、人口減少や環境問題等の時代潮流の変化を受けて、島民自らが考える淡路島の未来を作り上げるためのシナリオとして、R4年3月に改定。持続可能な暮らしと環境の島、食とエネルギーを生み出す島などを目指し、島民主体の活動を行っている。

・　淡路島環境コミュニティ宣言の採択（H23年3月）

地域を取り巻く環境問題が、公害対策から地球温暖化対策や資源循環型社会の構築、生物多様性の保全など地球的なレベルで大きく変遷してきたことを前提に、「環境立島」の実現に向けて住民一人ひとりが地域住民と共に取り組む「あわじエコライフスタイル10か条」を含む「淡路島環境コミュニティ宣言」を「環境立島淡路」島民会議で採択。

・　「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」（H2～7年）及び「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」の施行（H7年～）【県】

昭和63年10月に淡路地域が総合保養地整備法（リゾート法）の適用を受けるに当たり、淡路の緑を保護しながら地域整備を行うため、全県に先駆けて平成２年に「淡路地域の良好な地域環境の形成に関する条例」が施行され、土地利用の適正化に向けた誘導を行ってきた。平成７年からは、全県に適用できるように「緑豊かな地域環境の形成に関する条例」を制定した。

・　「景観の形成等に関する条例」の施行（S60年度～）

恵まれた自然や歴史と調和した美しいまちなみや風景を創造・保全し、魅力ある景観の形

成を図るため、「景観の形成等に関する条例」に基づいて、「景観形成地区」、「景観形成重要建造物等」の指定や大規模建築物等の景観誘導に取り組んでいる。

- **洲本市バイオマスタウン構想の策定（H18年度）【洲本市】**

菜の花エコプロジェクトの推進と、家畜ふん尿の堆肥化と良質な土作りによる農作物生産を柱とする構想を策定。家畜ふん尿堆肥化施設を各地に設置し、耕畜連携の仕組みを構築。

- **洲本市地域新エネルギービジョン等の策定（H18年度～）【洲本市】**

環境・エネルギー問題に注力する観点から、H18年度に「地域新エネルギービジョン」、H19年度に「地域新エネルギー詳細ビジョン」、H21年度に「地域新エネルギービジョン事業化調査」を策定・実施。これらのビジョンでは、地域に豊富に存在する廃タマネギ、放置竹林、汚泥等のバイオマス資源を、最先端の技術を用いて有効活用してエネルギー等を得ることを目標としており、その内容は「エネルギー持続の地域づくり事業」に反映されている。

- **エネルギーパーク洲本の設置（H22年度～）【洲本市】**

太陽光発電、風力発電、バイオ燃料製造等の複数の新エネルギー設備・体験施設等が整っていることから、「高田屋嘉兵衛公園　ウェルネスパーク五色」を中核に「エネルギーパーク洲本」を設置。次世代エネルギーを実際に見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方について市民の理解の増進を図っている。(H21年度「次世代エネルギーパーク」に認定（資源エネルギー庁))

- **洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例の制定（H25年6月～）【洲本市】**

地域資源である再生可能エネルギーから生まれた恩恵を地域に還元し、その発展に活用するという考え方が全国的に重要となってきており、洲本市においても、この基本姿勢を示すため、「洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例」を制定。洲本市に存在する再生可能エネルギーの活用に関する基本理念を示すとともに、市、市民、事業者の役割を明らかにし、地域の多様な主体が連携して再生可能エネルギーの活用を推進することで、地域社会の持続的な発展や市民生活の安定に寄与することを目的としている。

- **洲本市バイオマス産業都市構想の策定（H26年4月～）【洲本市】**

洲本市ではバイオマス利活用に関して先導的な取り組みを推進してきたが、これまでの市の取組を体系立てて整理し、事業化までのロードマップを定めるため「洲本市バイオマス産業都市構想」を策定。「バイオマスでつながる環境未来の里・すもと」をキャッチフレーズに、バイオマス産業の創出・育成による地域産業の振興ならびに雇用創出、及びバイオマスをはじめとした地域自立分散型エネルギー供給体制の強化による環境にやさしく災害に強いまちづくりを目指すことを目標に掲げた。

- **2050年ゼロカーボンシティの表明（R3年1月）【淡路市】**

2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明。地域新電力事業に取り組み、電力の地産地消を推進するとともに地域内での経済の循環を図り、あわじ環境未来島構想の実現を目指す。

- **南あわじ市資源循環産業体系マスタープランの策定（R8年3月）【南あわじ市】**

玉ねぎの一大産地である南あわじ市では、玉ねぎをはじめとする野菜の加工残渣が大量に発生している。これらを資源と捉え、環境面でも経済面でも持続可能な形で処理できる手法を検討し、事業化につながる計画を策定した。本計画では、バイオマス処理により発生するエネルギー資源を有効活用し、農地、山林、栄養塩類不足の瀬戸内海を含めた資源循環システムを構築することを目指している。

・　**淡路市オーガニックビレッジ宣言（R6年6月）【淡路市】**

淡路市では、持続可能な農業の振興と環境負荷軽減のため、地域資源である堆肥等の有機資材を有効活用した循環型農業を試験的に実践するなど、有機農業従事者のモデルケース構築にも取り組んでいる。また、ＳＤＧsやみどりの食料システム戦略の目標達成に向けて、有機農業に対する理解を深め、地域連携のもと、淡路市の豊かな自然と伝統、調和のとれた農業を次世代に繋げる取り組みも行っている。

３．地方公共団体等における体制の強化

・　**担当組織の強化【県】**

淡路島における兵庫県の総合出先機関である淡路県民局内に「あわじ環境未来島構想」の推進と総合調整を担当する「淡路振興課」を新設。(H23年4月）現在は、「県民課」(R8年4月）

＊県民課未来島担当は、県２名、淡路島３市から各１名（出向）の計５名で構成。また、この５名は、島内主要企業等が出捐して平成21年4月に創設され、全島をカバーする(一財）淡路島くにうみ協会の地域振興課（H23年4月新設）を兼務。

・　**南あわじ市活性化委員会の設置【南あわじ市】**

南あわじ市の魅力を発信するとともに元気なまちづくりの実践活動を総合的に推進する方策を検討するため、市民が主体となり設置（H22年3月）された南あわじ市活性化委員会は、「あわじ環境未来島構想」に掲げる食の拠点施設、大学学部誘致、ソーシャルファーム等の実現に向け精力的に協議・活動を進めてきた。その後、活性化委員会の中心メンバーによりソーシャルファーム等の実践組織となるNPO法人ソーシャルデザインセンター淡路をH23年11月に設立、委員会からNPOへ活動を移行。

・　**南あわじ市大学連携推進協議会の設置【南あわじ市】**

南あわじ市に農を主軸とした地域再生の担い手を育成する大学学部を誘致するため､「南あわじ市大学誘致推進協議会」を設置。(H23年10月）

H25年4月、吉備国際大学南あわじ志知キャンパス地域創成農学部の開学に伴い､「南あわじ市大学連携推進協議会」に改称。(H25年4月）

大学を中心とした産・学・民・官連携推進体制を強化・推進していくための取組を進めている。

・　**南あわじ市市民交流センターの設置【南あわじ市】**

市内21地区公民館に「市民交流センター」を開設し、“協働によるまちづくり”を掲げ、持続可能な地域活動や交流の拠点となるよう運営を開始。(H27年4月）

・　**地域貢献型再生可能エネルギー事業の推進に関する協定の締結【洲本市】**

洲本市地域再生可能エネルギー活用推進条例の趣旨に鑑み、洲本市、淡路信用金庫、淡陽信用組合、龍谷大学、PS洲本株式会社が密接に相互の協力及び連携を図り、再生可能エネルギーを活用した発電事業によりもたらされる恩恵が地域の活性化や課題解決に資する「地域貢献型再生可能エネルギー事業」を推進することを定めた協定を締結。(H28年11月）

本協定に基づく第一号案件として、洲本市五色町鮎原塔下の農業用ため池に、72.8kWのフロート式太陽光発電施設を設置。(H29年1月）

・　**地域新電力事業に関する連携協定の締結【淡路市】**

淡路市、株式会社ほくだん、シン・エナジー株式会社が相互に連携し、兵庫県内で初とな

る地域新電力事業を基盤に、電力の地産地消を推進するとともに地域内での経済の循環、安定的な電力供給を図ることなどを定めた協定を締結。（R3年1月）本協定に基づき、淡路市が所有する太陽光発電施設で創出された電力の公共施設への供給を開始（R3年4月）。

・　エネルギー利活用を通じた持続可能なまちづくりに関する連携協定【南あわじ市】

南あわじ市と㈱関西電力が、「脱炭素化推進」、「防災力向上」といった地域課題を解決するため連携協定を締結。「脱炭素化推進」では、公共交通や公用車のEV化、「防災力向上」では、避難所等の災害拠点へのEV活用について検討。（R3年7月）

４．その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

あわじ環境未来島構想の実現に向け、構想に掲げられた各種プロジェクトについては、民間事業者、行政等の連携により、できるものから先行的に取組を進めていくこととしている。

（１）「エネルギーが持続する地域」の実現

①　再生可能エネルギーの創出拡大

ア　多様な再生可能ｴﾈﾙｷﾞｰの導入促進

・広域ごみ処理施設でのごみ焼却熱による高効率な発電【団体】
・農業生産と両立した営農型太陽光発電設備の導入促進【民間事業者】
・住民参加型太陽光発電事業の推進【県・団体】

イ　地域資源を活用したエネルギー有効利用の推進

・淡路島わかめブルーカーボン等Ｊブルークレジットの展開【民間事業者】
・ﾊﾞｲｵﾏｽｴﾈﾙｷﾞｰの導入促進（食品残渣、廃食油等）【民間事業者】

②　エネルギーの地産地消と災害対応力の強化

ア　地域ｴﾈﾙｷﾞｰﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄの推進

・電力の需給安定化を図る系統用蓄電池の導入推進【民間事業者】

イ　災害に強いｴﾈﾙｷﾞｰ基盤の構築

・企業施設や島内集落での直流型ﾏｲｸﾛｸﾞﾘｯﾄﾞ技術の実装検討【民間事業者】
・家庭におけるＥＶ・Ｖ２Ｈシステムを活用した非常時電源の確保【民間事業者】

（２）「農と暮らしが持続する地域」の実現

①　持続可能な農林水産業の振興

ア　担い手の確保・育成の推進

・ﾁｬﾚﾝｼﾞﾌｧｰﾑとの連携による新規就農者の受入促進【民間事業者】

②　「食の島あわじ」の実現

イ　食産業の振興と地産地消の推進

・食と観光人材育成を組み合わせた地産地消型ﾚｽﾄﾗﾝの展開【民間事業者】

ウ　食を活かした交流の促進

・農業体験や多様な体験のできる農泊の推進【民間事業者】

③　交流・関係人口の拡大

ア　総合的な観光対策の推進

・古民家等を活用した長期滞在型施設による誘客促進【民間事業者】

④　安心して暮らし続けられる地域の実現

イ　良好な生活環境の保全と定住促進

・滞在型ウェルネス環境施設の整備【民間事業者】

別紙６　地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	あわじ環境未来島構想推進協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年９月 21 日
地域協議会の構成員	別紙（あわじ環境未来島構想推進協議会規約）のとおり
協議を行った日	（第１回）平成 23 年　９月 21 日　書面協議 （会議の開催を予定していたが、台風 15 号災害対応のため急遽書面により協議） （第２回）平成 23 年 10 月 21 日　協議会第１回総会を開催 （第３回）平成 24 年２月 14 日　書面協議 （第４回）平成 24 年６月４日　協議会企画委員会を開催 （第５回）平成 24 年７月４日　書面協議 （第６回）平成 24 年９月 24 日　協議会第２回総会を開催 （第７回）平成 25 年２月８日　書面協議 （第８回）平成 25 年５月 29 日　協議会第３回総会を開催 （第９回）平成 25 年９月 24 日　書面協議 （第 10 回）平成 26 年５月７日　書面協議 （第 11 回）平成 26 年５月 28 日　協議会第４回総会を開催 （第 12 回）平成 26 年 10 月 27 日　書面協議 （第 13 回）平成 27 年５月 26 日　協議会第５回総会を開催 （第 14 回）平成 28 年５月 27 日　協議会第６回総会を開催 （第 15 回）平成 29 年１月 11 日　書面協議 （第 16 回）平成 29 年５月 29 日　協議会第７回総会を開催 （第 17 回）平成 30 年５月 30 日　協議会第８回総会を開催 （第 18 回）令和元年５月 31 日　協議会第９回総会を開催 （第 19 回）令和２年６月８日　協議会第 10 回総会（書面開催）を開催 （第 20 回）令和３年６月７日　協議会第 11 回総会（書面開催）を開催 （第 21 回）令和３年８月 31 日　協議会第 12 回総会（書面開催）を開催 （第 22 回）令和４年１月４日　書面協議 （第 23 回）令和４年６月１日　協議会第 13 回総会を開催 （第 24 回）令和５年５月 23 日　協議会第 14 回総会を開催 （第 25 回）令和６年５月 22 日　協議会第 15 回総会を開催 （第 26 回）令和７年５月 27 日　協議会第 16 回総会を開催 （第 27 回）令和７年７月 30 日　協議会第 17 回総会（書面開催）を開催 （第 28 回）令和８年５月 29 日　協議会第 18 回総会を開催
協議会の意見の概要	**（第１回）地域活性化総合特別区域指定申請書について** **＜申請書についての意見＞** （将来像） １　冒頭の「命つながる…」の表現は、「生命つながる…」の表現にした方が後に続くビジョンとのイメージが繋がりやすい。

	（本土と島の交通） ２　現在、明石海峡大橋は車しか通行できないが、人、自転車、125cc 以下のバイクも通行できるように申請書に記載し、実現を目指すこと。 （水産業） ３　電動漁船、ハイブリッド漁船など、エコ漁業の取り組みは重要。ただ、電気で推進するだけでは漁船としては不十分。どのような漁船性能が求められるのか、水産サイドからの十分な検証が必要。 **（第２回）協議会規約の制定について** 特に意見なし **（第３回）地域活性化総合特別区域計画認定申請書及び協議会規約の改正について** **＜特区計画の目標設定についての意見＞** １　定性的な目標と数値目標の関係がわかりにくい。両者をつなぐ、わかりやすい地域の将来像（地域生活シナリオ）を具体の事業と関連付けて描くことが必要。 ２　地域の将来像についていろいろな人が自由に意見を出し合いながら繰り返し議論を行うとともに、その過程で出た意見をデータベース化して共有する仕組みを作ることが必要。情報共有のための WEB サイトを創設できないか。 **（第４回）協議会規約の改正（案）について** 特に意見なし **（第５回）協議会規約の改正について** 特に意見なし **（第６回）地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）、協議会規約の改正及び総合特区指定区域に係る現地調査票について** **＜特区計画、現地調査票及び特区の取組についての意見＞** １　最大の課題である人口減少の現状を打破するため、島外からの定住者の増加方策についてどのように考えているか。 ２　高齢者にやさしい持続交通システムの構築の取組については、全国で高齢者の交通事故が多発していることを鑑み、高齢者に対する交通安全対策も平行して十分配慮いただきたい。 ３　島内のエネルギー自給状況について、数値化しやすいものから新聞、ＣＡＴＶ等を活用して「見える化」をしていくべき。 **（第７回）地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）及び協議会規約の改正について** **＜協議会規約についての意見＞** ・　特区の目的を逸脱するような行いをした団体については、退会勧告や除籍等の規定を設けることも必要ではないか。 **（第８回）H24 年度地域活性化総合特別区域評価書及び協議会規約の改正について** **＜評価書及び特区の取組についての意見＞** １　太陽光発電パネルの設置が進んでいるのは良いことだが、単に買電す

	るだけではなく、島内で作った再生可能エネルギーを島内で使う方法を考えることが必要。 ２　特区の環境への取組は観光振興にも繋がっている。商工会、観光協会が連携し、環境・観光をテーマとして連携協定などを結べば、さらなる相乗効果が得られるのではないか。 **（第９回）地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）及び協議会規約の改正について** 特に意見なし **（第 10 回）地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）について** 特に意見なし **（第 11 回）H25 年度地域活性化総合特別区域評価書及び協議会規約の改正について** **＜評価指標の見直しについての意見＞** 定住人口と交流人口の指標を廃止し、持続人口に指標を一本化するとあるが、少し抽象的で印象が弱いのではないか。定住人口を増やすことは非常に難しいと思うが、まず住む人が増えていくことを目標にしてがんばらないといけない。 **（第 12 回）協議会規約の改正について** 特に意見なし **（第 13 回）H26 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 14 回）H27 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 15 回）地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）について** 特に意見なし **（第 16 回）H28 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 17 回）H29 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 18 回）H30 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 19 回）R 元年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 20 回）R2 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 21 回）協議会規約の改正について** 特に意見なし **（第 22 回）地域活性化総合特別区域計画認定申請書（変更）について** 特に意見なし **（第 23 回）R3 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 24 回）R4 年度地域活性化総合特別区域評価書について**

	特に意見なし **（第 25 回）R5 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 26 回）R6 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし **（第 27 回）協議会会長の選任について** 特に意見なし **（第 28 回）R7 年度地域活性化総合特別区域評価書について** 特に意見なし
意見に対する対応	**（第１回）** （将来像） １　意見のとおりに修正した。 （本土と島の交通） ２　既に、兵庫県が本州四国連絡高速道路㈱の協力を得て、「明石海峡大橋有効利用検討調査」として道路下部の空間を利用した人、自転車、125cc 以下のバイクの通行可能性の検討を進めている。 （水産業） ３　沼島、五色とも地元漁協の協力を得て事業を進めている。（独法）水産大学校等との連携を今後検討する。 **（第２回）** 特になし **（第３回）** １、２について 構想の一層の充実を図るため、地域の将来像について自由に議論でき、様々な考え方を共有できる場を設定することは有用と考えられるため、淡路地域ビジョンとの連携や WEB の活用を含め具体的な取組内容を今後検討する。 **（第４回）～（第５回）** 特になし **（第６回）** １　定住人口の維持増加については、様々な地域づくりの中で取り組んでいくが、それだけでは十分ではない。本特区では、「定住人口」と観光入込客等の「交流人口」をあわせた「持続人口」を維持・増加することを目標としており、定住人口に加え観光客を増やす取組も積極的に進めていく。 ２　高齢者向けの電動アシスト三輪車及び四輪車の開発に向け、現在検討を進めているが、高齢者の交通安全についても十分配慮を行っていく。 ３　数値化により「見える化」できる内容及び情報発信の方法について検討していく。 **（第７回）** ・　団体の協議会加入に当たっては、団体の事業内容等十分に確認を行った上で協議会の承認を得ている。

	（第８回） １　エネルギーの地産地消の具体的方策について検討していく。 ２　各団体の横の連携を強化し、淡路島内一体となって取組を推進していく。 （第９回）～（第 10 回） 特になし （第 11 回） 特区計画の評価指標について、定住人口を持続人口の内数として記載することで、積極的に定住人口増加に取り組むことを明確化する。 （第 12 回）～（第 28 回） 特になし